

岐阜県都市計画審議会条例

昭和四十四年三月二十五日

条例第十九号

改正 平成九年十月八日 条例第十七号

平成十二年三月二十四日 条例第二号

岐阜県都市計画地方審議会条例をここに公布する。

岐阜県都市計画審議会条例

題名改正〔平成一二年条例二号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第三項の規定に基づき、岐阜県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(組織)

第二条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもつて組織する。

一 学識経験のある者 八人以内

二 関係行政機関の職員 八人以内

三 市町村の長を代表する者 二人以内

四 県議会の議員 六人以内

五 市町村の議会の議長を代表する者 二人以内

2 前項第一号につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成九年条例一七号〕

(臨時委員及び専門委員)

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(環境影響評価専門部会)

第五条 審議会に、都市計画に係る環境影響評価に関する事項その他環境への影響に関する事項で知事が特に必要と認めるものを調査審議させるため、環境影響評価専門部会を置く。

2 環境影響評価専門部会に部会長を置き、会長が指定する者をもつて充てる。

追加〔平成一二年条例二号〕

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(常務委員会)

第七条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員八人以内をもつて組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会、環境影響評価専門部会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

附 則

この条例は、都市計画法施行の日から施行する。

附 則（平成九年十月八日条例第十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。